

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市私立学校教育振興事業補助金		担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市私立学校教育振興事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	33	魅力ある教育環境整備の推進	分類	事業費補助金ハード事業		
		1 教育環境の整備	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	未定		元	年	3	

## 1. 事業概要

補助の目的	市内の私立学校の教育の振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	少子化の影響で生徒数が減少し授業料収入が減少している。また、学校施設の老朽化対策が必要であり、市内の教育環境の充実のため、市として一定の支援を行うことが必要である。		
補助対象者	学校法人等		
補助対象事業	施設整備・修繕にかかる設計監理費及び工事請負費		
補助率／補助額	1/3	上限額	3,000千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(学校施設充実)				37.2	3	40.4
②						
補助額				3,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	3,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数				1	—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	HPで公開予定
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	③④は要綱に規定予定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	1/3以内
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	補助実施期間3年
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	生徒1人当たり30千円(3,000千円を上限)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設制度であり、実績無し
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新設補助金として承認する。
2次	承認	新設補助金として承認する。 補助実施期間は3年限りとする。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

元 年 8 月 22 日

補助事業名	浄化槽修繕等補助金	担当部課	都市整備部 上下水道課			
補助要綱	朝来市浄化槽修繕等補助金交付要綱(新規制定予定)	根拠法令				
総合計画体系	233	暮らしを支える上下水道の整備	分類	個人補助金		
		2 下水道事業の運営	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	合併浄化槽修繕等補助事業		2	年	10	

## 1. 事業概要

補助の目的	住民票を有し定住している者が、浄化槽設置整備事業によって設置している浄化槽の修繕及び更新費用に対し、予算の範囲内で全額を補助することにより、文化的で衛生的な住みよい生活環境を実現及び持続することを目的とする。		
補助が必要な理由	①合併処理浄化槽の機能維持を図り、住みよい生活環境を持続する。 ②集合処理施設を利用している市民との公平性を図る。		
補助対象者	補助金の交付対象者は、朝来市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成17年朝来市告示第161号)の規定に基づき浄化槽設置補助金の交付を受けた浄化槽を管理し、住民票を有し定住している者とする。		
補助対象事業	補助金の交付対象となる経費は、浄化槽本体の修理及び更新による経費とし、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (1) 浄化槽の製造会社又は浄化槽設置業者の補償対象外であること。 (2) 兵庫県水質保全センター及び全国浄化槽連合会の機能保証制度の対象外であること。 (3) 浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)第7条に定義する浄化槽管理者(以下「浄化槽管理者」という。)が適正な維持管理をし、善良な管理者の注意義務を怠っていないこと。 (4) 故障等が浄化槽管理者の故意又は過失によるものでないこと。 など		
補助率/補助額	100%	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
①						
②						
補助額					-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	0	0	0	0	-	-
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数					-	-
実績報告書				-	-	-

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	①個別処理区域の一部区長からの要望有（今後、要望に向けて市内の個別処理区域の全区長と連携を図るとのこと）。 ②生活環境の保全の一助となる。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	①暮らしを支える上下水道整備に沿ったものである。 ②事務効率化を図るうえで、補助制度が最適である。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	①②とも期待できる。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	①HPで公表します。
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	①～④に適正である。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	①適切である。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	受益者負担の公平性の観点から全額補助とする。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	令和2年度～令和10年度（9年間） ※下水道事業の経営戦略の計画期間：令和10年度 但し、下水道使用料の改定があった場合は、受益者負担の公平性を再検証する。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	受益者負担の公平性の観点から上限を設けることは不適切である。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	朝来市浄化槽設置補助金交付要綱の廃止
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設制度であり、実績無し
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	集合処理区域と個別処理区域の受益者負担を公平にするためには、必要不可欠である。
2次	承認	新設補助金として承認する。 補助実施期間は令和11年3月31日以内とする。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。 補助率10/10、補助上限額300千円とする。

区分	新設
----	----

2年2月5日

補助事業名	朝来市高齢者安全運転支援事業	担当部課	市長公室 総合政策課			
補助要綱	朝来市高齢者安全運転支援事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	212	消防・防犯体制と交通安全の充実	分類	個人補助金		
	3 交通安全啓発活動の推進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	交通安全対策事業		2	年	4	

## 1. 事業概要

補助の目的	高齢者の自動車運転中のアクセルペダル踏み間違いによる交通事故防止を図るため。				
補助が必要な理由	昨今、高齢者による踏み間違いが原因となる交通事故が多く発生していることから、市として自家用自動車へのアクセルペダル踏み間違いによる急加速抑制機能を有した安全装置装備への支援が必要である。				
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する75歳以上の者。</li> <li>・兵庫県が実施する高齢運転者事故防止対策事業補助金の交付決定を受けた者。</li> </ul>				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用自動車に安全装置を装備。</li> <li>・新規購入する自家用自動車にオプションで安全装置を装備。</li> </ul>				
補助率／補助額	1/4	上限額	11,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠	県の補助金に、市が上乗せ補助を行うことにより更に普及促進につながる。				

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 75歳以上高齢者の交通事故数(人身事故)			15	10	4	5
②						
補助額				495,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	495,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数				45	—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	補助対象経費の市場相場は44,000円で県1/2上限22,000円、市1/4上限11,000円としている。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新設補助金として承認する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

2年2月5日

補助事業名	朝来市JR播但線団体利用促進事業	担当部課	市長公室 総合政策課			
補助要綱	朝来市JR播但線団体利用促進補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	231	利便性のある公共交通の確保	分類	事業費補助金ソフト事業		
		2 鉄道の利便性向上と利用促進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	鉄道利便性向上事業		2	年	4	

## 1. 事業概要

補助の目的	JR播但線の利用促進及びマイレール意識の醸成を図るため。		
補助が必要な理由	JR播但線の利用者が減少していることから、出張・旅行などの団体利用に対して補助を行うことで、利用促進につながる。		
補助対象者	市内に住所を有する者により構成された10人以上の団体。(市が主催する事業又は学校行事、若しくは公的な金銭の支給がある場合の利用は除く)		
補助対象事業	団体(10人以上)でのJR播但線乗車区間(和田山～姫路)利用での乗車券購入費用。		
補助率／補助額	1/2	上限額	1,340円
上乗せ補助がある場合の根拠			

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 団体促進補助金を活用した播但線利用者数				75	4	75
②						
補助額				100,500	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	100,500	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数				5	—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市内に住所を有する者により構成された10人以上の団体が対象であり、市の徴収金の完納規定はなじまない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	和田山駅～姫路駅のJR普通運賃
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新設補助金として承認する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得補助金	担当部課	危機管理室 防災安全課			
補助要綱	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	212	消防・防犯体制と交通安全の充実	分類	個人補助金		
		1 消防体制の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	消防団活動事業		3	年	11	

1. 事業概要

補助の目的	準中型自動車運転免許等を取得する消防団員に対し、補助金を交付することにより、消防団員の円滑な消防活動と消防団機能の維持及び消防団の地域消防防災活動を支援する。				
補助が必要な理由	道路交通法の改正により、平成29年3月12日から、普通免許を取得した団員及び既にオートマチック限定普通免許を取得している団員については、車両総重量3.5t以上等の消防車両が運転できない状況であるため、消防車両の運転者の確保が困難となり、消防団活動に著しい弊害が生じる。				
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年11月1日以降にAT限定普通運転免許を取得した団員及び平成29年3月12以降に普通運転免許を取得した団員</li> <li>所属する分団の分団長が推薦する団員</li> <li>車両総重量が3.5t以上又はMTの消防車両を有する分団に所属する団員</li> <li>準中型免許等取得後、5年以上在籍し、消防団活動をするを誓約する団員</li> </ul>				
補助対象事業	団員が準中型免許等を取得するために要する経費 ・指定自動車教習所の入所に要する経費 ・教習所において免許の取得に関する技能及び知識の教習(正規の練習時間に係るものに限る。)に要する経費 ・教習所に入所後最初に受ける技能審査料、終了検定及び卒業検定に要する経費(それぞれ1回分に限る。)				
補助率/補助額	1/2	上限額	10万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 準中型免許取得者数				9	11	24
②						
補助額				456,000	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	0	0	0	456,000	-	-
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	-	-
補助件数					-	-
実績報告書				-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	HPで公開予定
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	③、④については、要綱に規定する予定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	1/2以内
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	補助実施期間は9年以内と規定する予定
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	教習所の教習費用を積算根拠とし、上限を10万円として設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設制度であり、実績なし。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新設補助金として承認する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。 AT限定解除は、補助率1/2、補助上限額26千円とする。 準中型取得は、補助率10/10、適正な補助上限額を設定する。

区分	新設
----	----

2年3月16日

補助事業名	朝来市街なか活性化事業補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市街なか活性化補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
		3 企業誘致・起業の促進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市街なか活性化事業	2	年	4		

## 1. 事業概要

補助の目的	街なかエリアとして生野地域、山東地域及び朝来地域の中心駅や各支所庁舎の周辺といった中心的なエリアを指定し、このエリアの空き家・空き店舗を活用して、新たに事業を始める事業者に対し補助を行うことで、各地域のにぎわいづくりや、活性化を図る。				
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期投資費用の補助を行うことにより起業を促進する</li> <li>○新規出店した店舗の来客者をその周辺店舗にも誘導することにより地域経済の相乗効果を図る</li> <li>○市内の空き家・空き店舗の減少</li> </ul>				
補助対象者	個人又は法人				
補助対象事業	街なかエリアの空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助金を交付する ○店舗改装費及び備品購入費補助 …改装費の2/3以内、最高1,400千円(1回限り) ○店舗賃借料等補助 …店舗賃借料の2/3以内、最高5万円/月(2年間) …店舗買取費用の2/3以内、最高120万円(1回限り)				
補助率／補助額	店舗改装費及び備品購入費補助…改装費の2/3以内 店舗賃借料等補助…店舗賃借料の2/3以内 …店舗買取費用の2/3以内	上限額	店舗改装費等補助…最高1,400千円(1回限り) 店舗賃借料等補助…最高5万円/月(2年間) …最高120万円(1回限り)		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規出店数				2	4	2
②						
補助額				2,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	2,800,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数				2	—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	時限補助制度であり、3年間集中的に事業を行うため補助率を2/3としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			令和2年度からの制度で実績無し
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	この補助金は生野地域、山東地域、朝来地域の駅や各支所庁舎の周辺の中心的なエリアを指定し、空き家・空き店舗を活用して、事業を始める事業者に対し補助を行うことで、各地域のにぎわいを創出するとともに、活性化を図るためのもの。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。